

新型コロナウイルス感染症対策 通称「コロ休」導入のおしらせ



STOP

① 新型コロナウイルス特別有給休暇（通称コロ休）を導入いたします！！

新型コロナウイルスに本人及び同居の家族が感染した場合に安心して休んでいただけるよう、2020年11月1日付でコロ休制度を導入いたします。

全従業員が対象で、最大20日間付与します。インフルエンザや他の感染症では付与されませんので、ご注意ください！

以下にコロ休の付与対象を記載いたしますので、必ずご確認ください！

② 本人が新型コロナウイルスに感染した場合は？

■ 新型コロナウイルスに感染(検査陽性)し、発熱や胸、のどの痛み等の症状がある場合

(1)コロ休を付与します。感染発覚より10日間は完全に業務禁止としますので、療養に専念し、早期回復を心がけてください。

(2)10日経過後、症状が無い場合はテレワークによる業務は可とします。

(3)出社については検査で陰性になるまで禁止です。

■ 新型コロナウイルスに感染(検査陽性)し、自覚症状がない場合

(1)コロ休を付与しますが、テレワークは可とします。

(2)業務を行うかどうかは体調や家庭環境、同居者の感染状況等を上長と相談のうえご判断ください。

(3)出社については検査で陰性になるまで禁止です。

③ 同居者が新型コロナウイルスに感染した場合は？

■ 本人が検査陰性で、同居者が入院等で一緒に生活をしていない場合

(1)コロ休は対象外といたしますが、出社はせずにテレワークによる業務を行ってください。

(2)出社については同居者が検査で陰性になるまで禁止です。

■ 本人が検査陰性で、同居者が在宅療養の場合

(1)コロ休を付与しますが、テレワークは可とします。ただし、できる限り自身が感染しないよう注意してください。

(2)出社については同居者が検査で陰性になるまで禁止です。

④ 新型コロナウイルスではないけど、体の不調を感じるときは？

■ 発熱、胸やのどの痛み、味覚や嗅覚の異常、体がだるい等、普段と少しでも体調が異なる場合

(1)出社は禁止としますが、業務が可能な場合はテレワークで業務を行ってください。

(2)コロ休はあくまでも新型コロナウイルスに感染した場合(検査が陽性)であった場合に付与されますので、体調不良のみでは付与されませんが、このような場合に備えてテレワークの環境を整備いたしました。少しでも疑いがある場合は必ず上長に報告し、積極的にテレワークへ切り替えてください！

(3)異変を感じた日より10日間はテレワークでの業務といたします。